

# 障害福祉分野 就職支援金

## 貸付制度の お知らせ

### 障害福祉分野就職支援金とは？

■新たに障がい福祉の仕事に就職される方を応援する**貸付制度**です。**最大 20 万円**まで借入ができます。

■大阪府内で 2 年間障がい福祉職員の業務に従事することで返還が**全額免除**となります。  
(2 年間とは在職期間が 730 日以上、従事日数（勤務日数）が 360 日以上あることです。)

### 連帯保証人

連帯保証人が 1 名必要です。

65 歳未満の安定した収入のある方を申請してください。ご家族の方でも構いません。

- ・前年度の収入が非課税の方は該当しません。
- ・本会の修学資金等の貸付を現在受けている方や福祉資金をご利用中で滞納のある方等は該当しません。

※その他、詳細内容は HP 募集要領をご確認ください。

※借受人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人にその債務を負担いただきます。

### 貸付対象経費

- ①障がい福祉職員として働く際に必要な靴や道具、当該道具を入れる鞆等の被服費
  - ②敷金・礼金、転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
  - ③通勤用自転車やバイクの購入費
  - ④その他 講習会参加費、子どもの預け先を探す活動費等
- ※生活費は認められません

### 申請対象者は？

- ①資格をお持ちで、大阪府内で障がい福祉職員として**新たに就労した方**  
(資格とは、介護福祉士、初任者研修・実務者研修修了者等)
- ②介護職員や障がい福祉職員として就労したことがない方  
(これまでに上記の仕事を**経験している場合は**、離職日から **1 年以上経過**している方)
- ③大阪府内の障害福祉サービスを提供する施設等（注 1）で障がい福祉職員として、**週 20 時間以上**就労することとなった方
- ④採用決定し、**就労開始日より 3 ヶ月以内の方**
- ⑤再就職準備金・介護分野就職支援金の借入を**されたことがない方**
- ⑥福祉資金等ご利用の場合、滞納のない方（コロナ特例含む）
- ⑦その他 募集要領の対象外事由に該当しない方

※注 1 大阪府より障害福祉サービスを提供する事業所として、番号を割り当てられた事業所のみ認定されます。10 桁の事業所番号が確認できない場合は該当しません。

申請は、就労開始

**3 カ月以内!**

ご利用は 1 人あたり

**1 回限り!**

### お問合せ先/送付先

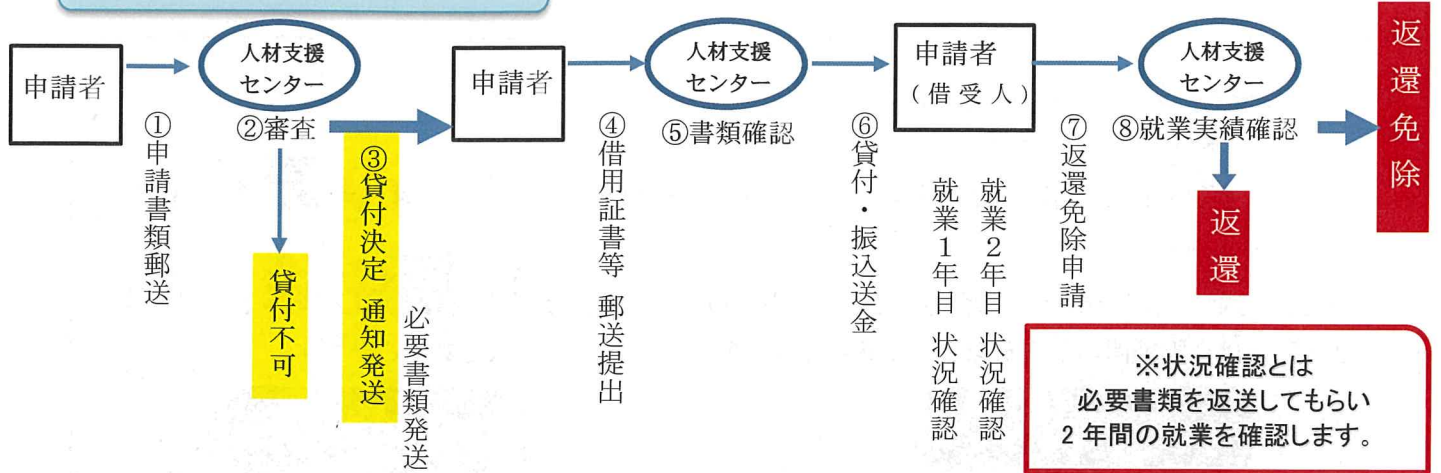
〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 障害福祉分野就職支援金貸付係

TEL : 06-6776-2943 (平日 9:00~17:00 受付)

HP : <https://www.osakafusyakyoku.or.jp/syuugakushikin/nursing/>

## 申込から免除までの流れ



ご利用にあたっては、次の書類を簡易書留、特定記録郵便、レターパック等で郵送ください。

書類紛失を防ぐため、郵便追跡サービスの利用ができる方法で郵送ください。

- ①障害福祉分野就職支援金貸付申請書(様式第1-1号)
- ②同意書
- ③採用証明書(様式第2号)・・・雇用先で記載してもらってください
- ④介護福祉士登録証または研修修了証明書(コピー可)
- ⑤申請者を含む世帯全員の記載された住民票(コピー不可)(申請日より前3カ月以内に発行)
- ⑥連帯保証人の収入証明1通:直近の源泉徴収票(コピー可) 又は府市町村民税課税証明書(コピー不可)
- ⑦(介護職員や障がい福祉職員として勤務経験がある場合のみ)前職の※離職日を証明するもの1通  
※離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、源泉徴収票等いずれもコピー可

注)※※ ①～③は指定の様式があります。大阪福祉人材支援センターのHPよりダウンロードしてください。

## 貸付決定後の書類

審査の結果、貸付決定時に必要な書類をご連絡します。(上記図の③)

借用証書の記入と共に印鑑登録証明書を提出いただきます。連帯保証人の方も提出必要です。

## 返還について

### ■返還となる場合■

- ① 契約が解除されたとき
- ② 大阪府内において返還免除対象施設等で障がい福祉職員の業務に従事しなかったとき、または従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ④ 転職希望で退職した際、離職した期間が1ヶ月を超えたとき(前職の在職期間が6ヶ月未満の場合)もしくは、離職した期間が3ヶ月を超えたとき(前職の在職期間が6ヶ月以上の場合)
- ⑤ 大阪府内の障害福祉サービスを提供する施設以外に転職したとき(介護保険施設も不可です)

返還方法は次のいずれか。①一括銀行振り込み(200,000円) ②指定銀行口座より毎月27日に引落分割返済(6ヶ月間) 33,330円×5回 + 33,350円×1回(合計 200,000円)